

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 33 条及び新潟県立図書館条例(平成 4 年新潟県条例第 37 号)第 2 条の規定に基づき、新潟県立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 図書館の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 7 時までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日」という。)及び 12 月 28 日は、午後 5 時までとする。

2 前項の開館時間は、図書館の長(以下「館長」という。)が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が祝日に当たるときを除く。)
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 4 日まで
- (3) 特別整理期間(年間 2 週間以内)

2 前項の休館日は、館長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(秩序の維持)

第 4 条 図書館を利用する者は、この規則に定めるもののほか、諸規程に従い、館内の秩序の保持に努めなければならない。

(利用の制限)

第 5 条 館長は、館内の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者に対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(利用の停止等)

第 6 条 この規則又は図書館の指示に違反した者に対しては、図書館の利用を停止し、又は禁止する。

(損害の弁償)

第 7 条 利用者が図書館資料(以下「資料」という。)を亡失し、又は損傷した場合は、現品又は相当の代金をもって弁償しなければならない。ただし、館長が不可抗力によると認められた場合は、この限りでない。

第2章 図書館資料の館内利用

(館内利用)

第8条 閲覧室、共同研修室その他特に指定する場所の利用については、別に定めるところによる。

(資料の複写)

第9条 利用者は、図書館に対して、自らの調査研究のために必要な資料の複写を依頼することができる。

2 前項の複写に要する経費は、利用者の負担とする。

第3章 調査相談

(調査相談)

第10条 利用者は、図書館に対して、自らの教養、調査研究等のために必要とする資料について、調査を依頼し、相談することができる。

(経費の負担)

第11条 前条の規定による調査相談で、通信、複写等の経費を伴うものについては、利用者の負担とする。

第4章 図書館資料の館外利用

第12条 資料を館外で利用できる者は、県内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者とする。

(利用カードの交付)

第13条 資料を館外で利用しようとする者は、別に定めるところにより、利用カードの交付を受けなければならない。

2 前項の規定による利用カードの交付を受けようとするときは、身元を証する書類を提示しなければならない。

(利用冊数と期間)

第14条 館外において同時に利用できる資料の数は、図書等について10冊以内とし、その期間は2週間以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(館外利用のできない資料)

第15条 貴重資料の保存その他特別な事由により、館長が不相当と認める場合には、資料を館外で利用することができない。

(図書館等の館外利用)

第16条 次の各号に掲げる図書館等は、別に定めるところにより、資料の館外利用をすることができる。

- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)に規定する公立図書館及び私立図書館
- (2) 国立国会図書館
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校に付属する図書館又は図書室

- (4) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)に規定する公民館
 - (5) その他館長が適当と認めるもの
- 2 前項の規定による利用に要する経費は、利用者の負担とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

第 5 章 寄贈及び寄託

(寄贈及び寄託)

第 17 条 図書館は、図書館資料となるものの寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 資料の寄贈又は寄託をしようとする者は、別に定めるところにより、館長の承認を受けなければならない。ただし、図書館が寄贈又は寄託を依頼した場合及び軽易な場合は、この限りでない。

(寄贈者の表示)

第 18 条 寄贈を受けた資料には、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を記入し、その篤志を伝えるものとする。

(経費の負担)

第 19 条 寄贈及び寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、特別の事情がある場合は、図書館がその一部又は全部を負担することができる。

(寄託資料の管理)

第 20 条 寄託された資料の管理については、図書館の所有する資料に準ずるものとする。ただし、寄託者の承諾のある場合を除き、館外利用を認めない。

- 2 寄託された資料の受託期間は、1 年以上とし、館長がこれを定める。ただし、寄託者の請求又は図書館の必要により、受託期間中においてもこれを返還することができる。

(損害賠償の責任)

第 21 条 寄託された資料が、災害その他不可抗力によつて亡失、汚損又は損傷した場合は、図書館は、損害賠償の責を負わない。

第 6 章 補則

(館長への委任)

第 22 条 この規則の施行について必要な事項は、館長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 新潟県立新潟図書館館則(昭和 26 年新潟県教育委員会規則第 3 号)は、廃止する。

附 則(昭和 41 年教委規則第 9 号)

この規則は、昭和 41 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年教委規則第 6 号)

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年教委規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年教委規則第 5 号)

この規則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年教委規則第 5 号)

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第 5 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年教委規則第 8 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年教委規則第 7 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年教委規則第 17 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年教委規則第 5 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年教委規則第 2 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。